

【調査の概要】

1 2023 年漁業センサス（漁業経営体調査）の概要

(1) 調査の目的

2023 年漁業センサスは、漁業の基本的生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備する。

(2) 根拠法規

2023 年漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき実施した。

2 調査の種類

調 査 の 種 類		調 査 方 法
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省-県-市町-調査員 農林水産省 (一部の調査は民間事業者へ調査委託)
	海面漁業地域調査	
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	
	内水面漁業地域調査	
流通加工調査	魚市場調査	
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	

3 調査期日

令和 5 年 11 月 1 日現在

(一部の項目については、過去 1 年間（令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日）の実績)

4 調査対象

過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った漁業経営体（世帯又は事業所）。

ただし、過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

5 対象市町

海面に沿う 13 市町 { 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、
東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、坂町、大崎上島町 }

6 調査体系及び調査方法

- (1) 客体把握（客体候補者名簿の作成） - 令和 5 年 8 月 1 日現在

農林水産省 ⇔ 県 ⇔ 市町 ⇔ 客体把握調査員 ⇔ 漁業協同組合等

- (2) 実査（本調査） - 令和 5 年 11 月 1 日現在

農林水産省 ⇔ 県 ⇔ 市町 ⇔ 海面経営体調査員 ⇔ 漁業経営体

7 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

8 主な改正点（2023 年漁業センサス）

- (1) 輸出実態を把握するため、水産物の販売金額に占める輸出金額の割合を新たに把握した。
- (2) 水産資源の持続的利用や環境に配慮した方法により漁獲・生産された水産物の水産エコラベル認証の取得状況について新たに把握した。
- (3) 漁業経営体における、漁業共済及び漁業収入安定対策事業（積立ぷらす）の加入状況について新たに把握した。
- (4) 漁業経営体が営んだ漁業種類について、①「1 そうまき近海かつお・まぐろ」と「1 そうまきその他」を「1 そうまきその他」に統合、②「遠洋いか釣」と「近海いか釣」を「遠洋・近海いか釣」に統合、③「その他の魚類養殖」に含めていた「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離した。

9 調査結果の主な利活用

- (1) 総務省が行う「地方交付税法」（昭和 25 年法律第 211 号）に基づく普通交付税の水産行政費（経常経費、投資的経費）の算定の際に利用
- (2) 「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する交付金の算定の際に利用
- (3) 都道府県、市区町村における、水産施策の企画・立案の基礎資料に活用
- (4) 各種水産統計調査の母集団情報として利用

【利用上の注意】

- 1 この資料は、令和5年11月1日現在で実施した農林水産省所管の2023年漁業センサスの結果を、農林水産省からの還元資料により、本県が独自に取りまとめたものである。
- 2 統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 統計表の符号は、次のとおりである。
 - 「0」： 単位に満たないもの
 - 「－」： 事実のないもの
 - 「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
 - 「△」： 負数又は減少したもの
 - 「nc」： 計算不能
- 4 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。
- 5 県ホームページ掲載案内

この資料については、広島県のホームページに掲載しています。

掲載アドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/gyogyocensus.html>
- 6 問合せ先

広島県総務局統計課 産業統計グループ （082）513-2542（ダイヤルイン）



『2023 年漁業センサス（漁業経営体調査）』に

ご協力ありがとうございました。

【用語等の解説】

以下は、「2023 年漁業センサス結果の概要」（農林水産省大臣官房統計部）から抜粋。

〔漁業経営体調査〕

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
漁業経営体	調査期日前 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前 1 年間ににおける自営漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）（以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第 18 条第 2 項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第 2 条に規定する漁業生産組合をいう。 2 人以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前 1 年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額が多かった漁業種類及び調査期日前 1 年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前 1 年間の販売金額 1 位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。

	イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。 なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。
漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類。具体的には統計表で「営んだ漁業種類別経営体数」の表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。 なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。
出荷先	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収獲物を直接出荷した相手先をいう。 なお、調査期日前1年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とした。
漁協の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。
漁協以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。
流通業者・加工業者	卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。 また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。

小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。
消費者に直接販売	自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当する。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当する。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当する。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当する。
その他	上記以外に出荷した場合が該当する。
漁業従事世帯員（家族）	個人経営体の世帯員のうち調査期日前 1 年間に漁業を行った人をいう。 なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における調査期日前 1 年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。 なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。
経営主	自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者（経営主を除く）	個人経営体の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に経営主とともに自営漁業の経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者を

	いう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長、司ちゅう長（コック長）など海上作業における各部門における責任者をいう。 なお、役職についていない役員も含む。
陸上作業において責任のある者	管理運營業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業従事役員	前述の「漁業従事役員」に同じ。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事为主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。
11月1日現在の海上作業従事者	満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。 なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。
漁船	調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、

	調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているもの限定している。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。 なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。 イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。 オ 養殖業では、次の作業をいう。 (ア) 海上養殖施設での養殖 - a 漁船を使用した養殖施設までの往復 - b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し - c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 (イ) 陸上養殖施設での養殖 - a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業 - b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除 - c 池又は水槽の見回り

漁業の陸上作業

d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）

e 収獲物の取り上げ作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。

ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）

イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業

ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ

エ 悪天候時の出漁待機

オ 餌の仕入れ及び調餌作業

カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業

キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業

ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業
ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。

ケ 自家漁業の管理運營業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

個人経営体の専兼業分類

専業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。

兼業の種類

水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。

他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産し

	た生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。 なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。
漁家民宿	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第 3 者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。 なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない。
農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。 なお、インターネットや行商など、店舗を持たない場合も含む。
その他	上記以外のものをいう。
基幹的漁業従事者	各個人経営体における満 15 歳以上の自営漁業の調査期日前 1 年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世世代個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世世代等個人経営	一世代個人経営及び二世世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
後継者	満 15 歳以上で調査期日前 1 年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位として定めた地域区分をいう。

漁獲・収獲した水産物の輸出

全国を9区分しており、それぞれの境界線については、大海区分図のとおり。

調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収獲物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。

「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合

イ 自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）

水産エコラベル認証

水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいう。

ア MEL（日本；漁業・養殖）
Marine Eco-Label Japan
（水産エコラベル例）



イ MSC（英国；漁業）
Marine Stewardship Council
（水産エコラベル例）



ウ ASC（オランダ；養殖）
Aquaculture Stewardship Council
（水産エコラベル例）



エ B A P (アメリカ；養殖)
Best Aquaculture Practices
(水産エコラベル例)



オ A l a s k a R F M (アメリカ；漁業)
Certified Seafood Collaborative
(水産エコラベル例)



漁業共済

漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

なお、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で加入している場合も含む。

積立ぶらす

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水漁第 2323 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

大海区区分図

